

居住支援連絡会会員の紹介

不動産関係団体		
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 本部 ☎059-227-5018 H P https://www.mie-takken.or.jp MAIL info@mie-takken.or.jp	公益社団法人全日本不動産協会三重県本部 ☎059-351-1822 H P https://mie.zennichi.or.jp MAIL info@mie.zennichi.or.jp	三重県賃貸住宅経営者協会 ☎059-366-3115 H P https://www.chintai.or.jp MAIL sanjyu@chintai-cop.net
居住支援団体		
三重県北勢部の外国人の支援特定非営利活動法人 愛伝舎 ☎080-3667-5129 H P https://aidensha.org https://ja-jp.facebook.com/aidensya MAIL aiden@hotmail.co.jp	四日市市内の外国人の支援特定非営利活動法人 ハートピア三重 ☎050-5362-6885 H P https://heartpier.com MAIL office@heartpier.com	三重県内の精神障がい者の支援特定非営利活動法人 三重県精神保健福祉会 ☎059-271-5808 H P https://sankaren.com MAIL sankarenn@mint.or.jp ※電話がつながるのは、火曜日と木曜日の10時から16時までです。
鈴鹿市内の高齢者・障がい者の支援、日常生活自立支援事業 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 ☎059-382-5971 H P https://www.suzuka-shakyo.or.jp MAIL s.syakyo@suzuka-shakyo.or.jp	亀山市内の高齢者・障がい者の支援、日常生活自立支援事業 社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会 ☎0595-82-7985 H P https://kameyama-shakyo.or.jp MAIL aiai@kameyama-shakyo.or.jp	伊賀市内の高齢者・障がい者の支援、日常生活自立支援事業／居住支援法人 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 ☎0595-22-0084 H P https://www.hanzou.or.jp MAIL oaico@hanzou.or.jp
名張市内の高齢者・障がい者の支援、日常生活自立支援事業 社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 ☎0595-63-1111 H P https://www.nabarishakyo.jp MAIL info@nabarishakyo.jp	津市内の高齢者・障がい者の支援、日常生活自立支援事業 社会福祉法人 津市社会福祉協議会 ☎059-246-1165 H P http://www.tsu-shakyo.or.jp/ MAIL honbu-seikatsu@tsu-shakyo.or.jp	桑名市内の高齢者・障がい者の支援、日常生活自立支援事業 社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 ☎0594-22-8311 H P https://www.kuwana-shakyo.com MAIL soumu@kuwana-shakyo.com
居住支援法人 一般社団法人 ライフステージ・ソリューション ☎059-361-5755 H P http://kyojushien-mie.com	居住支援法人 イシズム株式会社 ☎059-325-2351 H P https://house-mie.net MAIL isizm.shienhojin@gmail.com	居住支援法人 一般社団法人 日本社会福祉会川南荘 ☎059-324-2339 MAIL qqbb7ng9k@mecha.ne.jp
居住支援法人 アイティーオー株式会社 ☎059-356-1114 H P https://www.zennichi.net/m/ito MAIL ito-yyy@outlook.jp	行政 鈴鹿市、亀山市、四日市市、伊賀市、名張市、津市、桑名市、熊野市、菰野町、松阪市、伊勢市、御浜町、三重県 事務局(お問い合わせ先) 三重県 県土整備部 住宅政策課 〒514-8570 津市広明町13番地 TEL 059-224-2720 FAX 059-224-3147 MAIL jutaku@pref.mie.lg.jp	
※このパンフレットは、令和6年2月時点の情報を掲載しています。		

あんしん すまい みえ

ANSHIN SUMAI MIE

三重県あんしんすまい情報



三重県居住支援連絡会

Mie-ken Kyojuu Shien Renrakukai



三重県居住支援連絡会ホームページ

あんしん賃貸住宅協力店の一覧や、居住支援冊子、居住支援法人、その他最新情報を掲載しています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/46339031389.htm>

県 トップページ > まちづくり > すまい > 住まい > 居住支援 > 三重県居住支援連絡会

三重県 居住支援

検索



住宅セーフティネット制度とは

今後も増加が見込まれる高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方に、民間の賃貸住宅の空き家、空き室を入居を拒まない賃貸住宅として供給することを目的に平成 29 年 10 月からスタートした制度です。

住宅確保要配慮者とは

住宅確保要配慮者とは、住宅の確保に特に配慮を要するものとして、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）や省令で定められている方に加え、三重県で独自に定めた方をいい、次のとおりです。

- 低額所得者（月収 1 5 万 8 千円以下） ●被災者（発災後 3 年以内） ●高齢者 ●障がい者
- 子育て世帯（高校生相当までの子供を養育する世帯） ●外国人 ●中国残留邦人 ●児童虐待を受けた者
- ハンセン病療養所入所者 ●DV 被害者 ●北朝鮮拉致被害者 ●犯罪被害者 ●更生保護対象者
- 生活困窮者 ●東日本大震災等の大規模災害の被災者 ●海外からの引揚者 ●新婚世帯
- 原子爆弾被爆者 ●戦傷病者 ●児童養護施設退所者 ●LGBT 等 ●UIJ ターンによる転入者
- 母子・父子世帯において 20 歳未満の子どもを養育している者 ●住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

セーフティネット住宅とは

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として県に登録された住宅です。セーフティネット住宅の情報は、専用ホームページをとおして広く提供されます。

「セーフティネット住宅情報提供システム」

<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



登録手数料は無料で、1 戸からでも登録できます。

<登録の流れ>

①賃貸人のアカウント登録	②登録申請	③登録完了
専用ホームページに登録してログインパスワードの取得	専用ホームページで入力、問取り図等をアップロードし、オンラインで申請	県で審査された後、専用ホームページで公開されます

<登録基準>

- ・耐震性を有すること
 - ・住戸の床面積が 25 m²以上（台所等が共有の場合は 1 8 m²以上）、ただし、三重県では平成 1 7 年度以前に着工された住宅に限り各戸の床面積が 1 8 m²以上に緩和しています
- 共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）の場合**
- ・専用居室が 9 m²以上
 - ・住宅全体の面積が 1 5 m²×入居可能者数 + 1 0 m²
 - ・居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室等を適切に設けていること

居住支援法人とは

地域で住まいにお困りの方に対するサポートや、居住支援の活動に取り組む法人として、住宅セーフティネット法に基づき県が指定する法人です。県内の居住支援法人の活動場所や対象配慮者、連絡先は以下のとおりで、県ホームページでも公開しています。



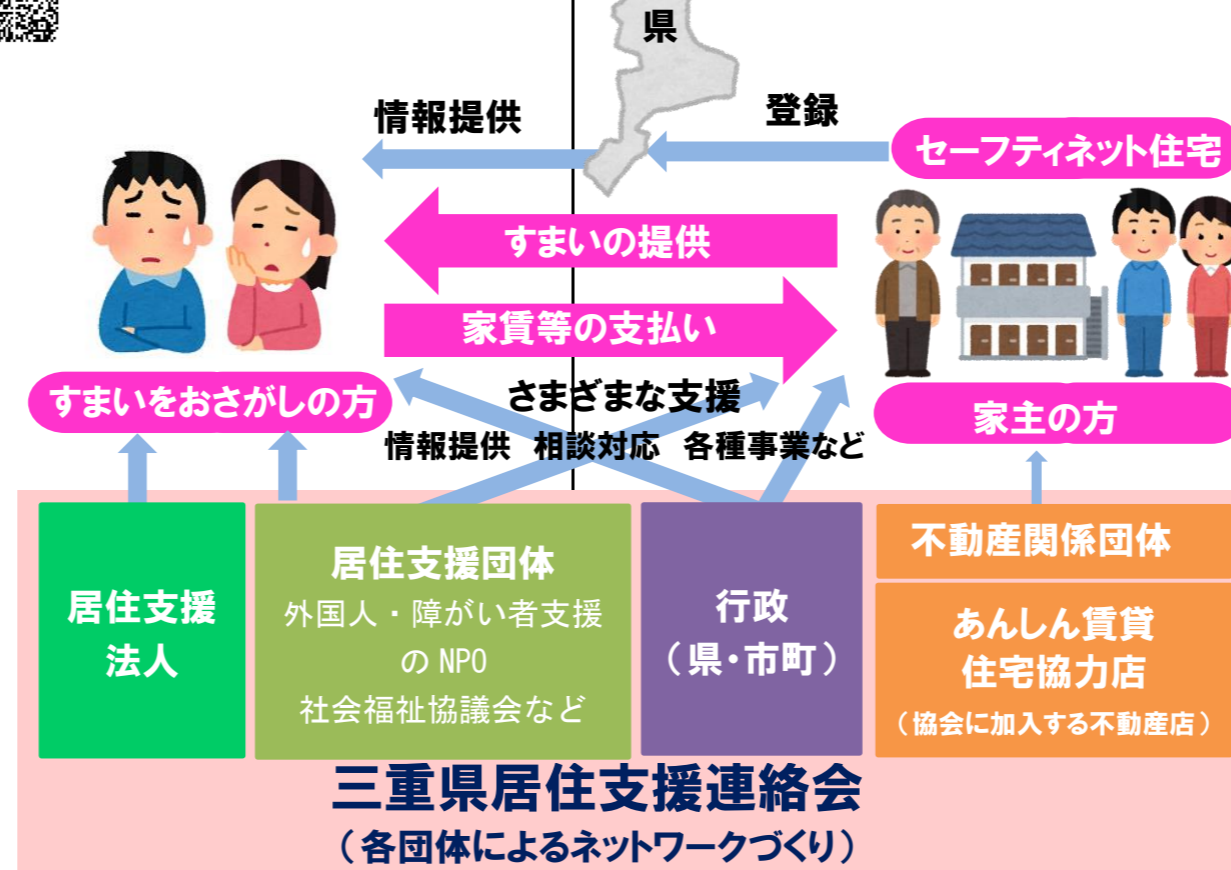
法人名	所在地	業務エリア	業務内容(※)
一般社団法人ライフステージ・ソリューション	四日市市茂福町 1 番 21 号	四日市市	(1)(2)(3)(4) 低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等
社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	伊賀市平野山之下 380 番地 5 伊賀市総合福祉会館 1 F	伊賀市	(2)(3)(4) 低額所得者、被災者（発災後 3 年以内）、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV 被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者、東日本大震災等の大規模災害の被災者等
イズム株式会社	四日市市高角町 2605 番地	四日市市、菰野町	(1)(2)(3)(4) 低額所得者、被災者、高齢者、外国人、障がい者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者
一般社団法人日本社会福祉会川南荘	鈴鹿市江島本町 18 番 30 号	鈴鹿市	(1)(2)(3)(4) 高齢者、障がい者、矯正施設退所者、生活困窮者
アイティーオー株式会社	四日市市北浜町 2 番 17 号 アイティーオービル 1F	四日市市、鈴鹿市、亀山市	(1)(2)(3)(4) 低額所得者、被災者、高齢者、外国人、障がい者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

(※) 居住支援法人は以下のいずれかの業務を行います(具体的な内容は各居住支援法人にお問い合わせください。)

各居住支援法人へのお問い合わせ先は裏面の会員紹介をご覧ください。

- (1) 登録住宅入居者への家賃債務の保証
- (2) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に関する情報の提供、相談、その他の援助
- (3) 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談、その他の援助
- (4) (1) から (3) に付随する業務

住宅セーフティネット制度と三重県居住支援連絡会のイメージ



三重県居住支援連絡会とは

三重県では、関係団体と連携し、住宅セーフティネット法第 51 条に基づく「居住支援協議会」を設立しており、その名称が「三重県居住支援連絡会」といいます。

住宅確保要配慮者に対して、必要な支援をおこなうために、不動産関係団体、民間の居住支援団体(社協、NPO)、行政が協力して平成 23 年(2011 年)1 月に設立しました。

参加する団体・市町は裏面のとおりです。